

狭山市利用者支援事業実施要綱

1 事業の目的

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

2 事業の内容

子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（以下「利用者支援事業」という。）とする。

3 実施方法

利用者支援事業は、以下の（1）から（3）までの類型により実施するものとする。

（1）基本型**①目的**

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

②実施場所

狭山市総合子育て支援センターにおいて実施する。

③職員の配置等**ア 職員の要件等**

以下の（ア）及び（イ）を満たさなければならない。

（ア）「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」に規定する内容の研修を修了している者。

ただし、子育て支援員の研修を受講していない場合は、事業に従事し始めた後に適宜受講することとする。

（イ）以下に掲げる相談及びコーディネート等の実務経験の期間を有すること。

（a）保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者の場合 1年

（b）地域子育て支援拠点事業等従事者の場合 3年

イ 職員の配置

アを満たす専任職員を、1名以上配置するものとする。

④業務内容

以下の業務を実施するものとする。

- ア 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施することとする。
- イ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めることとする。
- ウ 利用者支援事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図るものとする。
- エ その他本事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。

(2) 特定型

①目的

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。

②実施場所

保育幼稚園課において実施する。

③業務内容

以下の業務を実施するものとする。

- ア 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施することとする。
- イ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図るものとする。
- ウ その他本事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。

(3) 母子保健型

①目的

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。

②実施場所

狭山市保健センターにおいて実施する。

③職員の配置

保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー（社会福祉士等）（以下「保健師等」という。）のうち1名以上専任で配置するものとする。

④業務内容

以下の業務を実施するものとする。

- ア 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する。また、保健師等は、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、対象地域における全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等の支援台帳

を作成することとする。支援台帳については、氏名、分娩予定日、状況等の項目を定め、必要となる情報をすぐ活用できる体制を整えること。

また、全ての妊産婦等の状況を把握するため、教育・保育・保健施設や地域子育て支援拠点等に出向き、積極的に情報の収集に努めることとする。イ アにより把握した情報に基づき、保健師等は、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行うこととする。なお、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行うこととする。

ウ 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する支援の方法や、対応方針について検討等を実施する協議会又はケース会議等を設け、関係機関と協力して支援プランを策定することとする。

また、支援プランの効果を評価・確認しながら、必要に応じて見直しを行い、妊産婦等を包括的・継続的に支えていくように努めることとする。

エ 支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、妊産婦等に対して各関係機関が提供する母子保健サービス等の支援が包括的に提供されるよう、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行い、その活用を図ることとする。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、本事業に基づく支援のみならず、母子保健施策による支援や子育て支援も必要であるため、上記の協議の場又は関係機関とのネットワークを通じ、地域において不足している妊産婦等への支援を整備するための体制づくりを行うこととする。

4 関係機関等との連携

利用者支援事業に従事する者は、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

5 留意事項

利用者支援事業に従事する者は、以下の留意事項を遵守することとする。

- (1) 子どもの「最善の利益」を実現させる観点から、子ども及びその保護者等、または妊娠している方への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 有する資格や知識・経験に応じて、利用者支援事業を実施するに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等を維持向上させるため、子育て支援員のフォローアップ研修及び現任研修その他必要な各種研修会、セミナー等の受講に努めること。
- (3) 利用者支援事業の実施に当たり、児童虐待の疑いがあるケースが把握された場合には、関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努めること。

- (4) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の選択については、利用者の判断によるものとする。
- (5) 利用者支援事業を利用した者からの苦情等に関する相談窓口は、各事業の実施場所とする。

6 補足

この要綱に定めるもののほか、利用者支援事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。